

部の資料

婦人関係資料シリーズ
参考資料第五号

社会教育法の改正に関する資料

労働省婦人少年局

は し ぎ

婦人問題の最近の動きの一つとして現在国会に提
出され審議中の社会教育法等の改正に関する資料を
各婦人少年堂の参考としてとりまとめました

昭和三十三年十一月

婦人少年局

目次

頁

一 社会教育法改正に関する年表

二 社会教育法等の今次改正案の主要点

三 社会教育法等の一部を改正する法律案提案理由

説明 文部大臣

四 社会教育法等の一部を改正する法律案の補足

説明 文部省社会教育局長

五 社会教育法等の一部を改正する法律案

六 社会教育法等の一部を改正する法律案新旧対照表

社会教育法改正に関する年表

(昭和二十四年)

六月十日 「社会教育法」(法律第二〇七号)が施行された。

(昭和二十五年)

五月十日 「教育委員会法の一部を改正する法律」(第一二八号)が附則三項により、

社会教育法第一八条の一部が改正された。改正点は、社会教育委員の定数等(定数、任期、その他必要事項)について、「都道府県又は市町村が前項の条例を制定するに付、教育委員会法第六一条から六三条までの例による」と「前項の条例に関する試案の作成及び提出については、教育委員会法第六一条に規定する事件の例による」としたことである。

(昭和二十六年)

三月十三日 「社会教育法の一部を改正する法律」(第一二七号)により第二章に「社

会教育主事及び社会教育主事補」の一章が新たに追加された。その主要点は社会教育主事及び社会教育主事補を設置し、その職務、資格、講習等について規定するとともに、附則に、この社会教育主事に關する暫定資格要件を定めるところである。又これにより、第二章「社会関係団体」以下

第一章をつくり下けられた。

(昭和二十七年)

六月 六日

「文部省設置法の一部を改正する法律(第一六八号)」に附則二項により、社会教育法第五一条の一部が改正され、第五三条が削除された。改正点は通信教育の認定を与える文部大臣の諮問機関の「通信教育審議会」として「社会教育審議会」に改め、更に通信教育審議会を廃止したことである。

(昭和二十八年)

八月 十四日

「青年学級振興法(第二一七号)」に附則七項により社会教育法の第四十条及び第四一条の一部が改正され、第五條、第六條、第二二条の各条に一号、第四十条に一項、第四七条に一条が夫々追加された。改正の主要点は「市町村の教育委員会」の事務に「青年学級の開設及び運営に関すること」と、「都道府県の教育委員会」の事務に「青年学級の奨励に関すること」と、「公民館の事業に「青年学級を実施すること」とを夫々追加し、三、規定運営方針に違反する行為を行つた公民館に対する公民館の事業又は行為の停止命令機関を都道府県の教育委員会より、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会に、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会に改め、且つ新たに、都道府県の教育委員会が、市町村の設置する公民館につき、市町村の教育委員会に対し、その事業又は行為の停止を命ずべき旨を勧告することができると追加した点である。

更に三、学校(大学を除く)の管理機関がその管理に属する学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に応じ、学校施設の利用による青年学級の実施を求むることができるとも追加された。

(昭和二十九年)

六月 三日

「教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(法律第一五九号)」に第四条により、社会教育法第九条の一部が改正され、改正点は、社会教育主事の資格について、「二十五年以上」を「二十五年以上」文部大臣の指定する教育に関する職にあつた者としてしたことである。

(昭和三十一年)

六月 三十日

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整

理に関する法律（法律第一六三号）に第六条により社会教育法の一部が改正された。改正の要点は、一、社会教育委員の定数等、社会教育委員の実費弁償、公民館の設置、公民館運営審議会、公民館の特別会計等の各種手続運用規定を削除し、二、文部大臣および都道府県の教育委員が、公民館に指導助言を与えることのできうもの、法人の設置する公民館に對してのみ、その求めに応じて運営その他に關し指導助言がでることとしたの二点である。

（昭和三十三年）

五月二日

「社会教育法の一部を改正する法律（法律第九五号）」により、附則（昭和三四、六、一〇法律第二〇七号）に一項が追加された。改正の要点は、国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に對し、補助金を与えてはならない（第十三条）との禁止に對して除外例を設け、国が、社会教育関係団体の運動施設に關する全国的又は國際的事業に對しては補助金を出し得ることとしたものである。

（昭和三十三年）

九月二十九日

「社会教育法等の一部を改正する法律案」が内閣から国会に提出され、

即日衆参両院文教委員会に付託された。改正の要点は、一、市町村の社会教育主事が必置制となつたこと、二、社会教育主事の養成を文部大臣が行ふこと、三、公民館等に關する規定の整備、三、社会教育関係団体に對する国及び地方公共団体の助成の禁止規定の削除、四、社会教育委員への青少年教育に關する指導助言の権限の付与等である。

十月十八日

日本社会教育学会会長東大教授宮原誠一氏は、「社会教育法等の一部改正案」に關し、衆参両院文教委員会に申入れを行つた。その要旨は、一、社会教育主事の養成を、文部大臣が行ふこととしたのは、大学の主体性を無視した改善である。二、社会教育委員に助言と指導の権限を与えることは、社会教育の中立性を危うくするおそれがある。三、公民館等について国の規制を強く打出しているが、国の財政上の責任は不明確である。四、十一三条の削除は憲法第八九条との関係において重大な疑義がある。等である。

十月三十一日

宮原誠一氏の申入れに對し文部省社会教育課長は次の如き要旨の回答文を毎日新聞に寄稿した。

一、現在大学が行つてゐる学生の教育および主事の講習は、この改正に

よつて変更を来すものではない。なお從來から講習に關する主体性は文部大臣にある。二、社会教育を員は、教育委員会の職務权限の範囲内の事項について、助言指導にあたるので、社会教育委員個人の見解を強制するものではない。三、市町村の社会教育主事、公民館主事、公民館の基準等に關する改正規定は、社会教育の水準向上を目的としたものである。補助金等については、関係法律の内容を整備したものであるから国の財政上の負担は従来と変わらない。四、社会教育法第三三條の削除は、民同の社会教育関係者多数の年来の要望を尊重したものである。

十月三十一日

市川房枝、田中義美子、丸岡秀子、西清子、山高しげり、関根敏子、松岡洋子氏等十一名の婦人有志が發起人ととなり、「社会教育法改正に關する婦人研究懇談会」が開催された。婦人団体、P.T.A等十数団体の代表が出席し、東大教授宮原誠一氏に改正案の問題点について説明をさせ、改正案が国会を通過すれば婦人団体の自主性が失われる危険があると、同会では絶体反対をうけた。

十一月一日

「社会教育法改正に關する婦人研究懇談会」の有志代表は、改正に反対の声明書をもつて、文部省に陳情を行つた。

十一月四日

文部省社会教育課長の「社会教育法等の一部改正案」についての投稿毎日新聞一〇三〇に対し、日本社会教育学会特別委員会委員長お茶の水大教授吉田昇氏は、日本社会教育学会の申入れた社会教育法改正の問題点は正しい見解であり、今回の改正案は統制への露骨な野望に「つらぬかれ」ている」と同新聞紙上で再び反駁した。

十一月七日

婦人団体等による「社会教育法改正に關する婦人研究懇談会」は第二回の会を開催し、今後社会教育法改正に及ぼす強力な運動を展開することを申し合わせた。

なお、出席したうちの十四婦人団体の名をもつて「国会で審議中の社会教育法改正案は、社会教育の基本である政党への中立及び社会教育関係団体の自主性を犯すおそれがあると認めるので、この改正に反対する」との声明を行い、国会及び関係当局へ提出した。

二 社会教育法等の今次改正案の主要点

昭和三十三年九月二十九日国会に提出された「社会教育法等の一部を改正する法律案」の改正の主要点は次の通りである。

①

一 社会教育主事関係

1. 市町村の社会教育主事が必置制となつたこと。
2. 主事資格の暫定要件（経過規定）が廃止され、新に本則教当者に相当すると教育委員会が認定したものが加えられたこと。
3. 社会教育主事の養成講習が、文部大臣並びに文部大臣の委嘱する教育機関及び都道府県の教育委員会においても行われることとが定められたこと。

二 公民館関係

1. 公民館の主事及びその職務が規定されたこと。
2. 公民館の設置、運営に関する基準が設定されたこと。
3. 公民館に対する国の補助に関する規定が整備されたこと。
- 四 国及び地方公共団体の、社会教育関係団体に対する助成の禁止規定が削除されたこと。
- 五 その他
1. 市町村の社会教育委員に青少年教育に関する特定事項について指導、助言を行わせることができるようになったこと。
2. 社会教育委員、公民館運営協議会委員等に報酬を支給することができるようになったこと。
3. 図書館法及び博物館法の関連規定が改正されたこと。

三 社会教育法等の一部を改正する法律案提案理由説明

文部大臣

ただいま議題となりました社会教育法等の一部を改正する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の要点は、およそ次の三点であります。

その第一は、社会教育の推進を図るため、社会教育主事に関する規定を整備することにあります。

社会教育主事は、教育委員会における社会教育に関する専門職員として地方の社会教育を担当し重要な役割を果たすものであります。したがって地方における社会教育の推進をはかるには、その充実に期することが必要であり、これに鑑みまして、従来市町村においては任意設置となつてゐる社会教育主事を必置制とするともに、その資格および養成講習に関する規定を整備して、適材を求めることができるようとし、社会教育の振興を図らうとするものであります。

第二は、社会教育関係団体に対する補助金の支出禁止の規定を削除することにあります。すなわち、国および地方公共団体は社会教育関係団体に対して助成しうる途を開き、これらの団体の健全な育成をはかり、もつて社会教育の振興に資したいと存するのであります。

第三は、公民館活動の振興を図るため、公民館の基準の設定等に関し、規定を整備したこととあります。

公民館は、戦後いち早く社会教育施設として発足してから今日まで、全国の市町村に広く普及を見込めてあります。しかしこれにつきましましては、文部大臣が基準を定めるべき明確な規定もなく、公民館の健全な発達をはかるうえにおいても不十分な点が少なくないもので、これを明確にするために、公民館の令館および主事に関する規定を設け、その活動の振興を図る所存であります。

その他、若干の必要な改正を行い、今後一層社会教育の充実振興をはかつてまいらうとするのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。なにとぞ、じゅうぶん御審議のうえ、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

四 社会教育法等の一部を改正する法律案の補足説明

社会教育局長

たゞいまの大臣の説明に補足して、法案の内容について御説明申し上げます。

第一に、社会教育主事及び社会教育主事補の設置に關しては、現在これらの職員は教育委員会におかれる社会教育に關する専門職員として都道府県及び市町村の社会教育の推進に重

要な役割を果してゐることは、申し上げるまでもありません。

しかし、社会教育主事及び社会教育主事補の設置に關しては、社会教育法第九条の二の規定により、都道府県は必置となつてゐますが、市町村は任意設置となつておりますので、市町村ではむしろこれらの職員が置かれていないところが多いのであります。こうした現状にかんがみ、これを市町村にも必置とし、社会教育の推進を図らうとするものであります。

しかし、一律に市町村の社会教育主事を直ちに設置することは実情に直しないので、若干の猶予期間を設けることとしてゐるのであります。すなわち市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、町村の規模と応じた猶予期間を規定し、逐次設置するようとしたものと存するのであります。

次に、従来社会教育主事の資格要件については、これまで大学卒業者や教員免許状を有する者等小範圍の者を原則としてゐる一方、かなり緩和された暫定資格が経過的に設けられていました。が、今回この経過規定を廃止するとともに、第九条の四の資格規定に新たに一号を加え、従来の本則の該当に劣らぬ適任者を採用しようとする改正することとしたのであります。またこれが養成のための講習実施者の範圍を拡げて、文部大臣、大学以外の教育機関及び都道府県の教育委員会においても行つてゐることとしたのであります。さらに現職の社会教育主事等についても専門的職員としての研修を行う必要がおりますので、これに關する規定を設けたのであります。

第三は、社会教育関係団体に対する補助金支出の禁止規定の削除についてであります。社会教育関係団体の種類はきわめて多く、またその事業の範囲も広汎となるのであります。したが、社会教育法第十三条で、社会教育関係団体について、国及び地方公共団体の補助金の支出が全面的に禁止されてゐるのであります。このことはかえつて社会教育の振興を阻害するおそれがあり、社会教育関係者から訴がねられ、此の改正が強く要請されてゐたところであり、あります。

このような事情にかんがみ、社会教育関係団体の活動の助長に資するため、第十三条の補助禁止規定を削除する改正を行おうとするのであります。

第三は、公民館に關してであります。公民館は現在その設置が義務づけられてゐないにもかかわらず、全国の市町村の約八六％にまで設置せられ、まさに社会教育の中心の機関ともいふべき役割を果してゐるのであります。

しかしながらその内容につきましては、いまだ、貧弱な施設、設備しか持たないものが多い。真正な公民館活動を営むには困難な現状であります。従つて公民館活動を振興するためには、文部大臣が公民館の設置運営上必要を基準を設け、これに従つて文部大臣及び都道府県の教育委員会がその施設、設備その他の運営上必要を事項について指導、助言、援助を与えることが必要でありますので、これに関する現定を設けたのであります。

また従来分館に関する規定がなかったため、今回分館に関する規定を設けるとともに、さらに公民館の職員につきましても、専ら公民館の事業の実施にあたる職員を主事として

法に規定し、その理職教育に力を注ぎ、公民館の充実を図りたいと考へてゐるものである。

第四に、社会教育委員の職務は、社会教育法第十七条に規定するよう教育委員会に対し助言することであり、市町村の社会教育委員は、これに加えて青少年教育に関する特定の事項について助言、指導を行うことができるようにし、健全な青少年の育成に資することとしたのであります。

また社会教育委員、公民館運営審議会委員等には、社会教育法第十九条、第三十二条等によつて報酬を支給することゝなつておりますが、これらの規定を改め、地方公共団体の他の委員と同様に報酬を支給することゝしたのであります。さらに公民館の運営審議会については、同一市町村内に公民館が二以上ある場合には、これを共同で設置することゝして、その運営の円滑を図つたのであります。

第五には、公民館、図書館及び博物館に関する国庫補助の規定を改正し、たのであります。公民館に関する国庫補助の規定は、社会教育法第三十五条及び第三十六条の規定にかかわらず、現在、補助金等の臨時特例等に関する法律に基づいて公民館の施設及び設備について補助されてゐることになっており、この法律は昭和三十四年三月三十一日失効するので、今回これとほぼ同様の規定と社会教育法の中に設けることとしたのであります。

また図書館及び博物館に関する国庫補助も、同様と図書館法第二十條及び第二十二條、並びに博物館法第二十四條及び第二十五條の規定にかかわらず、現行は、補助金等に関する

る臨時特例等に関する法律に基いて行われているのでありますが、公民館と同様に今回も此の法の施行の中にもこれに関する規定を設けることとしたのであります。

最後に、この法律の施行期日についてであります。社会教育委員会等の報酬に関する規定、公民館等の補助に関する規定および社会教育主事の警定資格の削除に関する規定は昭和三十四年四月一日から施行することとし、他の規定は公布の日から施行することとしたのであります。

なお、従前の附則第六項により社会教育主事の職にあつた者については、改正規定により利益とならないよう必要の規定を設けておるのであります。

以上がこの法律案の内容の概要であります。

五 社会教育法等の一部を改正する法律案

(社会教育法の一部改正)

第一系 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

第五条第四号中「博物館」の下に「、青年の家」を加える。

第九条の二を次のように改める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会、事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会、事務局には、社会教育主事補を置かないことが出来る。

第九条の四に次の一号を加える。

四 第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前各号に掲げる者と相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したものを、
第九条の五を次のように改める。

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部大臣又は文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関若しくは都道府県の教育委員会が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第二章中第九条の五の次に次の一条を加える。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の大 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会が行う。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条に次の一項を加える。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から推薦を受けた青少年教育に關する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十一条に次の一項を加える。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館と分館を設けることができる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営

上必要な基準を定めるものとする。

2 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に從つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十七条第一項中「その他」と「主事その他」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条第一項中「その他」と「主事その他」に改める。

第二十八条の二 第九条の大の現行は、公民館の職員の研修について準用する。

第二十九条第一項に次の五だし書を加える。

但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十五条及び第三十六条を次のように改める。

（公民館の補助）

第三十五条、四は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

附則第六項を削る。

(図書館法の一部改正)

第三系 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「並次に第十九条」を削る。

第二十条を次のように改める。

(図書館の補助)

第二十系 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館

の施設、設備に要する経費その他必要経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要事項は、政令で定める。

第二十二系を次のように改める。

第二十二系 削除

(博物館法の一部改正)

第三系 博物館法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二系第二項中「並次に第十九条」を削る。

第二十四系及び第二十五系を次のように改める。

(博物館の補助)

第二十四系 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物

館の施設、設備に要する経費その他必要経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要事項は、政令で定める。

第二十五系 削除

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会教育法第十九条、第三十

二条、第三十五条及び第三十六条の改正規定、第二系、第三系並びに附則第三項及び第

四項の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(社会教育主事等の経過規定)

2 この法律(前項をたし書に係る部分を除く。)の施行の際、現に社会教育主事の置か

れていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市

にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定に

かわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で

定めることにより、政令で定める間、これを充てることができる。

(社会教育法の一部を改正する法律の一部改正)

3 社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

4 前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあった者は、この法律による改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

理由

社会教育の振興を図るため、市町村に社会教育主事を置くこととし、その資格及び養成に関する規定を整備するとともに、新たに公民館の基準に関する規定を設け、その他公民館、図書館及び博物館に係る国の補助に関する規定等の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六 社会教育法等の一部を改正する法律案新旧対照表

社会教育法（昭和二十四・六・一。法二〇七）新旧対照表

改正 昭和二十五年法一六八、昭和二十六年法一七、昭和二十七年法一六八、昭和二十八年法二一一、昭和二十九年法一五九、昭和三十一年法一六三、昭和三十三年法九五

現行法	改正法案
-----	------

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第一条 同上

（社会教育の定義）

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（

第二条 同上

体育及びレクリエーションの活動を含む。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びその他の施設を行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に依じ、予算の範囲内において、左の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に關すること。
- 三 公民館の設置及び管理に關すること。
- 四 所管に屬する図書館、博物館その他社会教育に關する施設の設置及び管理に關すること。
- 五 青年学級の開設及び運営に關すること。
- 六 所管に屬する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に關すること。
- 七 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれら

第三条 同上

第四条 同上

第五条 同上(但し、第四号の一部を改正)

- 四 所管に屬する図書館、博物館、青年の取
その他社会教育に關する施設の設置及び管
理に關すること。
- (23)

の奨励に関する事。

ハ 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。

十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。

十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。

十二 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関する事。

十三 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。

十四 情報の交換及び調査研究に関する事。

こと。

十五 その他第三条の任務を達成するた
めに必要な事務。

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教

育に関し、当該地方の必要に応じ、予算

の範囲内において、前条各号の事務（第

三号及び第五号の事務を除く）を行つ外

左の事務を行つ。

一 法人の設置する公民館の設置及び廃止の届出に関する事。

二 社会教育を行つ者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関する事。

三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要なる物資の提供及びそのあつ旋に関する事。

四 青年学級の奨励に関する事。

第六条 同上

五 市町村の教育委員会との連絡に関する事。

六 その他法令によりその職務権限に属する事項。

(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第七条 地方公共団体の長は、その所掌事項に関する必要なる報告を、視覚聴覚教育の手段を利用し、その他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は、実施の協力を求めることとなる。

八 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要なる報告を、視覚聴覚教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は、実施の協力を求める場合に準用する。

第九条 教育委員会は、社会教育に関する業務を行うために必要があるときは、当

該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第十条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

二 図書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事及び

社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県の教育委員会の事務所に社会教育主事及び社会教育主事補を置く。

二 市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置くこととなる。

(昭和二十六法一七本条追加)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育と

第七条 同上

第八条 同上

第九条 同上

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事及び社会教育主事補を置く。但し、町村の教育委員会の事務局には、社会教育主事補を置かないこととなる。

第九条の三 同上

行う者に専門的技術的の助言と指導を与える。但し、命令及び監督として行はう、ない。

又、社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。(昭和二六 法一七 本条追加)

(社会教育主事の資格)

第九条の四 左の各号の一に該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、三年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会教育に關係のある職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの。

- 二、教育職員の普通免許状を有し、且つ、五年以上文部大臣の指定する教育に關する職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの。

三、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に關する科目の単位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあつたもの。(昭和二六 法一七 本条追加)

四、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に關する科目の単位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあつたもの。(昭和二六 法一七 本条追加)

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、教育に關する学科又は学部を有する大学が文

第九条の四 同上(但し、第四号として一号追加)

四、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く)で、社会教育に關する専門的事項について前各号に掲げる者に相当する教養と経験がある(都道府県の教育委員会が認定したもの)

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部大臣又は文部大臣の委嘱を受けた大学その他の

部大臣の委嘱を受けを行ふ。

2 社会教育主事の講習に關し履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。(昭和二十六法一七本条追加)

第三章 社会教育関係団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるとの否とを問はず、公の支配に属しない団体で、社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものという。

(文部大臣及び教育委員会との關係)

第十一条 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに應じ、これに對

し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに應じ、これに對し、社会教育に關する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との關係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に對し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第十三条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に對し、補助金を手立ては与へない。

(報告)

第十四条 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に對し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求め

教育機関若しくは都道府県の教育委員会が行ふ。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に關し必要な事項は、文部省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の大に社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行ふもののほか、文部大臣及び都道府県の教育委員会が行ふ。

第十条 同上

第十一条 同上

第十二条 同上

第十三条 削除

第十四条 同上

ることとなる。

第四章 社会教育委員

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くこととなる。

2 社会教育委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

一 当該都道府県又は当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二 当該都道府県又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係団体において選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者

三 学識経験者

3 前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適当であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることとなる。

(社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係)

第十六条 公民館を設置する市町村にあつては、社会教育委員は、第二十九条に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に關し教育長を経て教育委員会に助言するた

め、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。

第十五条 同上

第十六条 同上

第十七条 同上（但し、第三項を追加）

三 前二号の職務を行うために必要と研究調査を行うこと。

二 社会教育委員は、教育委員会（会）に出席して社会教育に關し意見を述べることが出来る。

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

（昭和三十一年三月二項削除）

（社会教育委員の実務行使）

第十九条 地方公共団体は、社会教育委員に対し、報酬及び給料を支給しない。

二 地方公共団体は、社会教育委員がその職務を行うために要する費用を弁償しな

ければならない。（昭和三十一年三月三項削除）

（目的）

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定の区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に關する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下

三 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に

關する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることが出来る。

第十八条 同上

第十九条 削除

第二十条 同上

第二十一条 同上（但し、第三項を追加）

「法人」といふことになければ設置することができない。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおよそ、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものはこの限りでない。

- 一 青年学級を実施すること。
- 二 定期講座を開設すること。
- 三 討議会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 四 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 五 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 六 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

七 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行う。
- 二 特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

三 特定の政党の利害に関する事業を行う。

四 又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

五 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

三 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

第二十二条 同上

第二十三条 同上

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

(昭和三一法一六三第二項削除)

第二十五条 市町村が公民館を設置、又は廃止したときは、その旨を都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告に必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

第二十六条 法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更は、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い所属職員を監督する。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長及びその他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

2 前項の規定による館長の任命に關しては、市町村の教育委員会は、あらかじめ、

官上必要な基準を定めるものとする。

2 文部大臣及び都道府県の教育委員会、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

第二十四条 同上

第二十五条 同上

第二十六条 同上

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要の職員を置くことができる。

2 同上

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

2 同上

第三十九条に規定する公民館運営審議会の意見を聞かなければならない。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置く。

一 公民館運営審議会は、館長の諮問に依り、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は左の各号に掲げる者のうちから、市町村の教育委員会が委嘱する。

一 当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二 当該市町村の区域内に事務所を有する教育、学術、文化、産業、労働、社会事業等に關する団体又は機関が、第二十条の目的達成に協力するものとして表する者

三 学識経験者

一 前項第二号に掲げる委員の委嘱は、それ以外の団体又は機関において選挙その他の方法により推薦された者について行うものとする。

二 第一項第三号に掲げる委員には、市町村の長若しくはその補助機関たる職員又は市町村議会の議員を委嘱することがある。

三 第一項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要事項は、市町村の

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置く。但し、二以上の公民館を設置する市町村においては、条例の定めるところにより、当該二以上の公民館について一の公民館運営審議会を置くことができる。

又 同上

第三十条 同上

条例で定める。(昭和三一法一六三第五項削除)

第三十一条 法人の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員はどの役員をもつて充てるものとする。

第三十二条 第十九条の規定は、市町村の設置する公民館の公民館運営審議会の委員に準用する。

(特別基本財産)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別の基本財産又は積立金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。(昭和三一法一六三第二項削除)

(公民館の補助その他の援助)

第三十五条 国庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の定めるところに従い、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を行う。

第三十六条 前条の規定により国庫が補助する場合の補助金の交付は、公民館を設置する市町村の左の各号の経費の前年度における精算額を基準として行うものとする。

一 公民館の職員に要する経費

二 公民館における基本的事業に要する経費

三 公民館に備え付けの図書その他の教養設備に要する経費

2 前項各号の経費の範囲その他補助金の

第三十一条 同条

第三十二条 削除

第三十三条 同上

第三十四条 同上

(公民館の補助)

第三十五条 国庫は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することとできる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條 都道府県が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二條の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要事項につき報告を求めることができる。

第三十八條 国庫の補助金を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受け取った補助金と国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分と違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用せられるようになる時。

七五

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 應得の方法で補助金の交付を受けるとき。

（法人の設置する公民館の指導）

第三十九條 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に關し、その取めに在いて、必要なる指導及び助言を与えることができる。

（昭和三十一年法律第六十三條改正）

（公民館の事業又は行為の停止）

第四十條 公民館が第二十三條の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることが出来る。

第三十七條 同上

第三十八條 同上

第三十九條 同上

第四十條 同上

ノ 前項の場合においては、都道府県の教育委員会、市町村の設置する公民館につき、市町村の教育委員会に対し、その事業又は行為の停止を命ずべき旨を勧告することとなる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は何人もこれを設置することとなる。

ノ 前項の施設の運営その他に関しては、

第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立又は公立の学校（この章中以下「学校」という。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

ノ 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあっては文部大臣、公立の大学にあっては設置者である地方公共団体の長、大学以外の公立学校にあっては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会という。

(学校施設利用の許可)

第四十一条 同上

第四十二条 同上

第四十三条 同上

第四十四条 同上

第四十五條 社会教育の片めに学校の施設を

利用しようとする者は、当該学校の管理

機関の許可を受けなければならぬ。

二 前項の規定により、学校の施設機関が

学校施設の利用を許可しようとするとき

は、あらかじめ、学校の長の意見を聞く

なければならない。

第四十六條 国又は地方公共団体が社会教

育のために、学校の施設を利用しよう

するとき、前条の規定にかかわらず、

当該学校の管理機関と協議するものとす

る。

第四十七條 第四十五條の規定による学校

施設の利用が一時的である場合、学校の

施設機関は、同条第一項の許可に關す

る権限を学校の長に委任することができ

る。

二 前項の権限の委任その他の学校施設の利

用に關し必要な事項は、学校の管理機関

が定める。

（青年学級）

第四十七條の二 学校へ大学を除く、以下

本条において同じ。）の管理機関は、その

管理に属する学校に対し、その教員組織

及び学校の施設の状況に応じ、学校施設

の利用による青年学級の実施を求めるこ

とができる。

（社会教育の講座）

第四十八條 学校の管理機関は、それぞれ

の管理に属する学校に対し、その教員組

織及び学校の施設の状況に応じ文化講座

専門講座、夏期講座、社会学級講座等学

校施設の利用による社会教育のための講

座の開設を求めることができる。

二 文化講座は、成人の一般的教育に關し

専門講座は、成人の専門的學術知識に關

する。

（第五）

（第六）

（第七）

（第八）

（第九）

（第十）

第五十條 同上

第五十一條 同上

第五十二條 同上

第五十三條 同上

第五十四條 同上

第五十五條 同上

第五十六條 同上

第五十七條 同上

第五十八條 同上

第五十九條 同上

第六十條 同上

第六十一條 同上

第六十二條 同上

第六十三條 同上

第六十四條 同上

第六十五條 同上

第六十六條 同上

第六十七條 同上

第六十八條 同上

第六十九條 同上

第七十條 同上

第七十一條 同上

第七十二條 同上

第七十三條 同上

第七十四條 同上

第七十五條 同上

第七十六條 同上

第七十七條 同上

第七十八條 同上

第七十九條 同上

第八十條 同上

第八十一條 同上

第八十二條 同上

第八十三條 同上

第八十四條 同上

第八十五條 同上

第八十六條 同上

第八十七條 同上

第八十八條 同上

第八十九條 同上

第九十條 同上

第九十一條 同上

第九十二條 同上

第九十三條 同上

第九十四條 同上

第九十五條 同上

し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教育又は専門的學術知識に關し、それぞれ大学又は高等學校において開設する。

社会學級講座は、成人の一般的教育に關し、小學校又は中學校において開設する。

第一項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第四十五条、第七十条及び第七十六条の規定により行ふものを除き、通信による教育に關してはこの章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、質問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要と指導者を置くなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部大臣は、学校又は社会教育施設、社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」といふ。）を与えることができる。

認定を受けるようとする者は、文部大臣の定めるところにより、文部大臣に申請しなければならない。

文部大臣は、第一項の規定により認定

第四十九条 同上

第五十条 同上

第五十一条 同上

を与えようとするときは、あらかじめ、社会教育審議会に諮問しなければならない。

（認定手数料）

第五十二條 文部大臣は、認定を申請する者から手数料を徴収することができ、但し、国立又は公正の学校が行う通信教育に關しては、この限りではない。

第五十三條 前項の手数料の額は、一課程につき、一千円以上三千円以下の範囲において、文部大臣が定める。

（郵便料金の特別取扱）

第五十四條 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

（通信教育の廃止）

第五十五條 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

二 前項の許可に關しては、第五十一條第三項の規定を準用する。

（報告及び措置）

第五十六條 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができ、

（認定の取消）

第五十七條 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部大臣は、認定を取消することができ、

二 前項の認定の取消に關しては、第五十

第五十二條 同上

第五十三條 同上

第五十四條 同上

第五十五條 同上

第五十六條 同上

第五十七條 同上

一条第三項の規定を準用する。

附 則

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 この法律施行の際、既に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」とは「教育委員会」とあるのは「市町村長」と読み替え、第十七条第二項の規定は適用しないものとする。
- 三 地方自治法の一部を次のように改正する。
- 四 第二十条第五号中「図書館」の下に「公民館」を加える。
- 五 図書館に関する法律が施行されるまでの間、図書館に関しては、第九条第三項の規定にかかわらず、左の従前の例による。

同上

同上

同上

同上

(削る)

この法律施行前通称教育認定規程（昭和二十二年文部省令第二十二号）により認定を受けた通称教育は、第五十一条第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

第十三条の規定は、国が社会教育関係団体で運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とするものに対し、当該事業に関し必要経費について行う補助に關しては、当分の間適用しないものとする。（昭和三十三年法律第九号追加）

附 則（昭和二十六・三・二一法一七）

- 一 この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十一号）施行の日から施行する。
- 二 改正後の社会教育法第九条の四の規定の適用については、旧大学令（大正七年

同上

同上

勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部省令で定めらるこれらの学校に在る学校を卒業し又は修了した者は、大学に一年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

この法律施行の際、現に教育委員会の置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置されるまでの間、改正後の社会教育法第九条の二第二項中「市町村の教育委員会の事務局に」とあるのは、「市町村に、市町村の長の補助機関として」と読み替へるものとする。

又、前項の市町村に市町村の長の補助機関

として置かれる社会教育主事及び社会教育主事補は、教育委員会が設置されるまでの間、当該市町村の長が任命せるものとする。

この法律の施行の際、現に従前の規定による一級又は二級の社会教育主事の職にある者(都道府県の教育委員会の事務局の一級又は二級の職員でこれに相当する職にある者を含む。)及び市町村のこれに相当する職にある職員は、改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、この法律施行後三年間は、社会教育主事となる資格を有するものとする。

左の各号に掲げる要件を具える者は、改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、当分の間、社会教育主事となる資格を有するものとする。

同上

同上

同上

へるを附りうゑるに繰り上げる。

教育事業、社会事業、児童福祉事業

又は文部大臣の指定する社会教育に関係のあるその他の事業に十年以上従事した二と

二 年齢三十五年以上であること

三 社会教育主事の任用志願者名簿を作成する都道府県の教育委員会において社会教育主事となるのに十分な人格・識見を有する者である者である旨の認定をしたこと

この法律施行の際、第五項の規定により社会教育主事となる資格を有するものは、別に命令を発せられない限り、社会教育主事となつたものとする。

この法律施行の際、現に従前の規定による三級の社会教育主事の職にある者は、別に命令を発せられない限り、社会教育主事となつたものとする。

（八五〇に繰り上げる。）

附 則

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会教育法第十九条、第三十一条、第三十五条及び第三十六条の改正規定、第三条、第三条並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（社会教育主事等の経過規定）

一 この法律（前項ただし書に係る命令を除く。）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事と、現に社会教育主事の置かれていない市にあつては社会教育主事の職を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十一年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める

間、それと位置がないこととなる。

へ社会教育法の第一節を改正する法律の一部改正

社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号）の二部を次のように改正する。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

前項の規定の施行の日前に、同項の規定による改正前の社会教育法の一部を改正する法律附則第六項の規定により社会教育主事の職にあつた者は、この法律による改正後の社会教育法第九条の四の規定にかかわらず、社会教育主事となる資格を有するものとする。

図書館法（改正部分）新旧対照表

（昭和二十五・四・三〇法一一八）

現行法

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要の事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

2. 社会教育法第十五条第三項及び第四項並びに第十九条の規定は、図書館協議会の委員について準用する。

（公立図書館に対する補助その他の援助）

第二十條 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の定めるところに従い、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付し、その他必要の援助を行う。

改正法案

第十六条 同上（但し、第二項の一部を改正）

2. 社会教育法第十五条第三項及び第四項の規定は、図書館協議会の委員について準用する。

（図書館の補助）

第二十條 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要の経費の一部を補助することとする。

2. 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、

政令で定める。

第二十二條 削除

第二十二條 第二十條の規定による補助金の交付は、図書館を設置する地方公共団体の各年度における図書館に備えつける図書館資料に要する経費等の前年度における積算額を勘案して行うものとする。

2 前項の経費の範囲及び補助金交付の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

博物館法（改正部分） 新旧対照表

（昭和二十六・一・一 法ニ八五）

現行法

改正法案

第二十二條 博物館協議会の設置。その委員の定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第二十二條 同上（但し、第二項の一部を改正）

2 博物館協議会の委員については、社会教育法第十五条第三項及び第四項の規定と準用する。

（補助金の交付その他の援助）

（博物館の補助）

第二十四條 国は、博物館の健全な発達を奨励するため必要があるとき、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内で、その維持運営に要する経費について補助金を交付し、その他必

第二十四條 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要経費の一部を補助することとする。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、

要な援助を行う。

第二十五条 前条の規定による補助金の交付は、博物館と設置する地方公共団体の各年度における博物館の維持運営に要する経費等の前年度における精算額と勘案して行うものとする。

二 前項の経費の範囲及び補助金交付の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

政令で定める。

第二十五条 削除